

阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱（新旧対照表）

新	旧
本 則 (趣旨) 第1条 この要綱は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が運営主体となり、町民の日常生活に必要な交通手段を<u>阿見町デマンドタクシーにより確保し、その利便性の増進を図ることに関し、必要な事項を定めるもの</u>とする。 (定義) 第2条 この要綱に<u>おいて、次に掲げる</u>用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u> (1) デマンドタクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号<u>イ</u>の一般<u>乗合</u>旅客自動車運送事業を営む者であつて、法第4条の許可を受けて事業を営む者をいう。 (2) デマンドタクシー 前号に規定する法第4条の許可を受けて事業を営む者が、10人以下の車両により運行するもの<u>であり、事前の予約により利用者の自宅と目的地の間を送迎する乗合タクシー</u>をいう。 (削除)	本 則 (目的) 第1条 この事業は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が運営主体となり、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、その利便性の増進を図ること<u>を目的</u>とする。 (定義) 第2条 この要綱に<u>おける</u>用語の定義は、<u>次のとおりとする。</u> (1) デマンドタクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号<u>ハ</u>の一般<u>乗用</u>旅客自動車運送事業を営む者であつて、法第4条の許可を受けて事業を営む者をいう。 (2) デマンドタクシー 前号に規定する法第4条の許可を受けて事業を営む者が、10人以下の車両により運行するもの<u>をいう。</u> <u>(3) デマンドタクシー 事前の予約により利用者の自宅と目的地の間を送迎する乗合タクシーをいう。</u>

(対象者) 第4条 この事業の対象者は、次の<u>各号の</u>いずれかに該当する者とする。 (1) 阿見町に住所を<u>置く者</u>__ (2) (略) <u>(3) 電話による予約及び確認が可能な者</u> <u>(4) 保護者が同伴する未就学児</u> <u>(5)</u> その他、協議会会長が特に認める者 (登録) 第5条 この事業を利用しようとする対象者は、協議会会長に阿見町デマンドタクシー利用登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)<u>による提出、もしくはいばらき電子申請・届出サービスによる利用登録の申請を</u>しなければならない。 2 協議会は、申請書の内容等を確認した後、申請者を利用登録者台帳(様式第2号)<u>に記載し、当該記載をした者(以下「利用者」という。)</u>に対して<u>利用登録申請書の写し及び乗降場所の地図並びに阿見町デマンドタクシーあみまるくんポケットガイドを発行する。この場合において、いばらき電子申請・届出サービスによる利用者に対しては、登録完了メールへ乗降場所の地図を添付し、阿見町ホームページ内にデマンドタクシー運行概要及び阿見町デマンドタクシーあみまるくんポケットガイドの案内を掲載する。</u> 3 (略) (運行範囲) 第6条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内、<u>JR常磐線荒川沖</u>	(対象者) 第4条 この事業の対象者は、次の<u>いずれか</u>に該当する者とする。 (1) 阿見町に住所を<u>おく者</u>__ (2) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(3)</u> その他、協議会会長が特に認める者 (登録) 第5条 この事業を利用しようとする対象者は、協議会会長に阿見町デマンドタクシー利用登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)<u>を提出</u>しなければならない。 2 協議会は、申請書の内容等を確認した後、申請者を利用登録者台帳(様式第2号。<u>以下、利用登録者台帳に登録された者を「利用者」という。)</u>に<u>記載し、利用者</u>に対して<u>登録カード(様式第3号)</u>を発行する。 3 (略) (運行範囲) 第6条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内<u>及びJR常磐線荒川</u>
---	--

駅(東口)<u>及びうしくあみ斎場</u>とする。 (運行時間) 第8条 デマンド _____ タクシーの運行時間は、8時から17時までの1日<u>9便</u>とする。 (乗車料金) 第9条 利用者及び当該利用者の介添をする者は、乗車1回につき大人(中学生以上)が400円、<u>小学生</u>及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている<u>者</u>・介護保険法における「要介護者」「要支援者」<u>「事業対象者」</u>(以下「身体障害者等」という。)並びに身体障害者等に付き添う<u>者</u>1人までが200円の乗車料金を支払うものとする。ただし、利用者が同伴する3歳児未満の<u>未就学</u>児は無料とし、3歳以上 _____ の<u>未就学</u>児については保護者1人につき2人まで無料とするが、3人目からは200円を支払うものとする。 (乗車の予約の取り消し) 第11条 乗車の予約の取り消しは、利用者が予約した運行時間の<u>30分以前</u>に予約センターに連絡し、当該予約取り消しの確認をもって成立するものとする。ただし、8時台の予約については、 _____ 事業者へ連絡するものとする。この場合において、当該乗車の予約を取り消したことによる <u>協議会が定める料金</u>は生じないものとする。 <u>2 協議会は、予約の運行時間の30分以前に連絡がない未乗車については、協議会が定める料金を当該利用者に請求することができる。</u>	沖駅(東口)とする。 (運行時間) 第8条 デマンド <u>型乗合</u> タクシーの運行時間は、8時から17時までの1日<u>9回</u>とする。 (乗車料金) 第9条 利用者及び当該利用者の介添をする者は、乗車1回につき大人(中学生以上)が400円、<u>小人(小学生以下)</u>及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている<u>人</u>・介護保険法における「要介護者」「要支援者」(以下「身体障害者等」という。)並びに身体障害者等に付き添う<u>人</u>1人までが200円の乗車料金を支払うものとする。ただし、利用者が同伴する3歳児未満の<u>幼児</u>は無料とし、3歳以上 <u>7歳未満</u>の<u>幼児</u>については保護者1人につき2人まで無料とするが、3人目からは200円を支払うものとする。 (乗車の予約の取り消し) 第11条 乗車の予約の取り消しは、利用者が予約した運行時間の<u>前</u>に予約センターに連絡し、当該予約取り消しの確認をもって成立するものとする。ただし、8時台の予約については、<u>予約センターにおいて指定した</u>事業者へ連絡するものとする。この場合において、当該乗車の予約を取り消したことによる乗車料金等は生じないものとする。 (新設)
---	---

(削除) (乗降場所) <u>第12条</u> (略) (運行車両) <u>第13条</u> (略) (表示) <u>第14条</u> (略) (運行記録) <u>第15条</u> 事業者は、運行記録(様式第<u>3</u>号)を作成し、運行した月の翌月10日までに協議会に提出するものとする。 (事故報告) <u>第16条</u> 事業者は、この事業に係る業務において事故等が発生した場合は迅速かつ的確にこれに対応し、協議会に速やかに報告するとともに事故報告書(様式第<u>4</u>号)を提出するものとする。	(違約金) 第12条 前条の規定において、予約の運行時間<u>を過ぎてからの乗車の取り消し、又は利用者が指定した乗車場所にデマンドタクシーが到着してからの乗車の取り消し</u>については、利用者は違約金として乗車料金の額を支払うものとする。 (乗降場所) <u>第13条</u> (略) (運行車両) <u>第14条</u> (略) (表示) <u>第15条</u> (略) (運行記録) <u>第16条</u> 事業者は、運行記録(様式第<u>4</u>号)を作成し、運行した月の翌月10日までに協議会に提出するものとする。 (事故報告) <u>第17条</u> 事業者は、この事業に係る業務において事故等が発生した場合は迅速かつ的確にこれに対応し、協議会に速やかに報告するとともに事故報告書(様式第<u>5</u>号)を提出するものとする。
--	--

(苦情処理) <u>第17条</u> 事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、協議会に苦情等について報告をするものとし、処理について<u>は協議会会長及び事業者にて協議のうえ決定</u>するものとする。 <u>(利用者登録の取り消し)</u> <u>第18条</u> 協議会は、利用者が次の各号に掲げる行為をした場合は、原因となる事項が解消されるまでの間、その利用者の登録を取り消すことができる。 (1) <u>予約を独占するような悪質な行為</u> (2) <u>悪質な予約のキャンセル及び変更</u> (3) <u>その他デマンドタクシーの運行に支障をきたす行為</u> <u>(乗車の拒否)</u> <u>第19条</u> デマンドタクシーの運転手は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒否できるものとする。 (1) <u>他の利用者に迷惑がかかるおそれがある場合</u> (2) <u>運転手に対して暴力的な言動をとった場合</u> (3) <u>運転手に対して無理な要求を強要してくる場合</u> (4) <u>運転手がデマンドタクシーの運行に支障をきたすと判断した場合</u> (5) <u>その他道路運送法第13条に抵触する場合</u> (重要事項の決定)	(苦情処理) <u>第18条</u> 事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、協議会に苦情等について報告をするものとし、処理について<u>苦情等処理報告書(様式第6号)を提出</u>するものとする。 (新設) (新設) (重要事項の決定)
---	---

<u>第 20 条</u>（略） （委任） <u>第 21 条</u>（略） 附 則 （施行期日） この要綱は、平成22年12月24日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年6月1日から施行する。</u>	<u>第 19 条</u>（略） （委任） <u>第 20 条</u>（略） 附 則 （施行期日） この要綱は、平成22年12月24日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
--	--